

令和 5 年度（令和 6 年 4 月採用）
千曲市職員採用試験受験案内

受 付 期 間	令 和 5 年 8 月 16 日（水）まで
第 1 次 試 験	令 和 5 年 9 月 17 日（日）

1 試験の級、試験区分、採用予定人員、勤務予定機関及び主な職務内容

試験の級	試験区分	採用予定人員	勤務予定機関	主な職務内容
上 級	管理栄養士	若干名	本庁、給食センター等	栄養指導、管理等に関する業務に従事します。
	学芸員 (埋蔵文化財担当)	若干名	歴史文化財センター	埋蔵文化財の発掘・保存に関する業務に従事します。
初 級	行 政	若干名	本庁、施設等	行政各分野に関する業務全般に従事します。
	土 木	若干名	本庁、施設等	土木事業の設計、施工管理等に従事します。
	建 築	若干名	本庁、施設等	建築物の設計、施工管理等に従事します。

2 受験資格等

(1) 生年月日及び資格等

試験の級	試験区分	受験資格	
上 級	管理栄養士	平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた人	管理栄養士の資格を有する人。なお、採用日までに資格を取得する見込みの人を含みます。
	学芸員	平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた人	次のいずれにも該当する人 ・大学または大学院で考古学を専攻し卒業（修了）した者または令和 6 年 3 月までに卒業（修了）見込みの人 ・博物館法に基づく学芸員資格者または令和 6 年 3 月までに取得見込みの人
初 級	行 政	平成 14 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた人	高校卒業程度の学力を有する人。（高校卒業を要するものではありません。）
	土 木		
	建 築		

(注) 受験資格に定める資格・免許等を取得見込みの人で、採用日までに当該資格等を取得できなかった場合は、任用資格を失います。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 千曲市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時及び場所

試験	日時		試験会場	
第1次試験	令和5年9月17日(日) □受付時間 午前8時から8時15分まで □試験開始 午前8時30分 □試験終了 午後1時30分～午後3時30分頃 (終了は試験区分により異なります。)		千曲市役所 【所在地】 千曲市杭瀬下二丁目1番地 4ページ参照 ※受験申込者が多数となった場合、別の会場を設定することがあります。	
	午前	教養試験、作文試験		
	午後	上級管理栄養士		専門試験 性格特性検査
		上級学芸員		性格特性検査
		初級行政		事務適性検査 性格特性検査
初級土木・初級建築	専門試験 性格特性検査			
第2次試験	10月中を予定しています。(詳細は、第1次試験合格者に通知します。)			

4 試験の方法

(1) 第1次試験

試験の級	試験区分	試験科目	試験の内容
全ての試験の級・試験区分 ※上級学芸員はこの3科目のみ		教養試験 (2時間)	時事、社会、人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式による筆記試験(出題数 40題)
		作文試験 (50分)	一般的事項についての作文試験(おおむね800字程度)
		性格特性検査 (20分)	公務員に求められる資質について、性格特性をみる検査 (出題数 150題)
上級	管理栄養士	専門試験 (1時間30分)	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営(出題数 30題)
初級	行政	事務適性検査 (10分)	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査 (出題数 100題)
	土木	専門試験 (1時間30分)	数学・物理・情報技術基礎・土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工(出題数 30題)
	建築	専門試験 (1時間30分)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工 (出題数 30題)

(2) 第2次試験（第1次試験合格者のみ）

種類	内容
口述試験	個別による試験を予定しています。

5 受験手続

(1) 申込方法

- ① 「千曲市職員採用試験申込書（受験票）」に必要事項を記入の上、**受験票返信用封筒（規格：長形3号）**と併せて**千曲市役所 総務部 総務課 職員係**へ持参または郵送により提出してください。なお、郵送する場合は、書留等の確実な方法により郵送してください。

（※受験票返信用封筒へは、受取先を記入し、84円分の切手を貼ってください。）

- ② 「千曲市職員採用試験申込書（受験票）」は、千曲市ホームページから取得できます。また、千曲市役所1階南側正面玄関入口パンフレット棚、4階総務課でも配布します。郵送を希望される方は、総務課職員係へ問い合わせてください。（※「千曲市職員採用試験申込書（受験票）」をダウンロードする場合の用紙は、普通紙（A4サイズ）を使用してください。）

(2) 申込受付期間

- 令和5年8月16日（水）まで

持参の場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。郵送の場合は、8月16日（水）必着のものに限り受け付けます。

(3) 受験票の交付

- ① 受験票は、申込受付期間終了後に郵送します。8月25日（金）までに受験票が到着しないときは、千曲市役所総務部総務課職員係に連絡してください。
- ② 受験票が届きましたら、受験心得をよく読んで、写真欄に規定の写真を貼り、試験日当日に持参してください。

(4) 受験当日の持ち物

- ①受験票 ②鉛筆（HB） ③消しゴム ④昼食

6 千曲市職員採用試験申込書・受験票の記入方法

- 申込書等の記載に不備があるときは受理されませんから、次の事項に留意して、本人が黒のペン又はボールペンで記入してください。記入した事項を訂正する場合は、その部分に横線2本を引いてください。訂正印は不要です。

(1) 千曲市職員採用試験申込書

- ① 申込書下段の記入方法をよく読んで、記入してください。
- ② ※印欄には、何も記入しないでください。

(2) 千曲市職員採用試験受験票

- ① ※印欄には、何も記入しないでください。
- ② 写真は、申し込み時点では貼らないでください。

7 合格発表

- (1) **第1次試験合格者** 10月初旬を目途に、合格者の受験番号を千曲市ホームページに掲載するほか、合格者に文書で通知します。（受験番号を控えておいてください。）
- (2) **最終合格者** 11月下旬までに、第2次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

8 合格から採用まで

- 最終合格者は、試験区分ごとに作成する千曲市職員採用候補者名簿に成績順に登載し、令和6年4月1日付で登載順に採用する予定です。
- なお、名簿の有効期限は、令和6年3月31日までです。

9 給 与

(令和5年4月1日現在)

試験の級	初任給	その他
上級	185,200円	通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当、住居手当等が、千曲市給与条例等に定める支給条件に応じて支給されます。
初級	154,600円	

(注) この金額は、大学、高等学校等卒業後、直ちに採用された場合など標準的なものです。職歴等を有する人は、一定の基準により算定します。

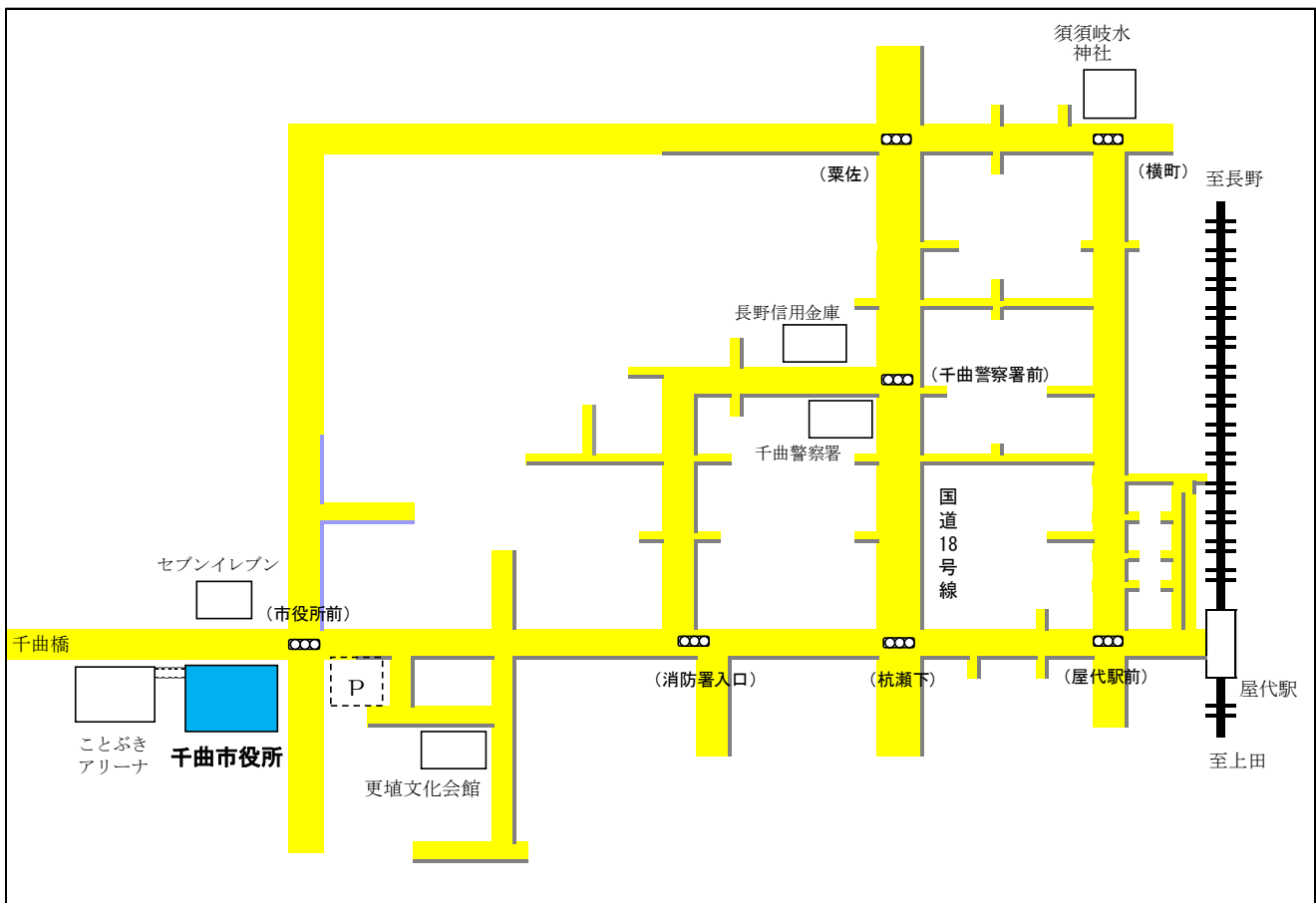
10 その他

- 今回提出いただく職員採用試験申込書の個人情報情報は職員採用試験以外に使用しません。
- この試験において提出いただく書類は一切返却しません。
- 当市では1次試験から2次試験を通じて口利き行為は固くお断りしています。もし、このような行為が判明した場合には、本人承知の有無を問わず、採用を取り消しますのでご注意ください。

11 問い合わせ先

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
 千曲市役所 総務部 総務課 職員係
 電話 026(273)1111 E-mail shokuin@city.chikuma.lg.jp

(試験会場案内図)



- * 試験会場の駐車場は、駐車台数に限りがありますので、公共交通機関の利用等にご留意ください。なお、しなの鉄道屋代駅から徒歩約20分です。
- * 新型コロナウイルス感染症の拡大状況、自然災害、悪天候等により、やむを得ず、試験の実施を変更する場合は、市のホームページ (<https://www.city.chikuma.lg.jp/>) でお知らせします。

試験実施状況（過去2年間）

試験区分		令和4年度		令和3年度	
		受験者（棄権含む）	最終合格者	受験者（棄権含む）	最終合格者
上級	行政	57	12	43	2
	情報	—	—	2	2
	土木	—	—	3	1
	建築	—	—	2	1
	保健師	—	—	3	1
	管理栄養士	—	—	—	—
中級	保育士	15	5	10	2
	介護支援専門員	—	—	—	—
初級	行政	11	7	14	1
給食調理員		5	2	—	—
合 計		88	26	77	10

※表内の値は、社会人経験者採用と新卒採用の合計値です。